

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	特別支援教育課	整理番号	1-3-1
許認可等の種類	視覚障がい者等の区域外就学の承認			
根拠法令条例等・条項	学校教育法施行令第17条、学校教育法施行細則第21条			
許認可等の概要	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者が、その居住している都道府県立の特別支援学校以外の特別支援学校へ就学する場合の入学承諾。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①区域外就学届出書、医師等の証明書等の書類に不備のないこと。</li> <li>②受け入れる学校の定員等物理的条件が満たされていること。</li> </ul>			
基準の制定根拠	教育支援ハンドブック(平成27年3月)			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	15日			
期間の制定根拠	過去の事務処理実績から算出			